特集●「部落探訪」削除裁判の闘い

# **帰連への攻撃も許すな!**

#### 上野 祐 弁護士

#### 1 新潟裁判の概要

団長 ŋ 県内の地域を対象とした「部落探訪」の削除裁判を 県連合会(以下、新潟県連)の合計四名が原告とな の五名体制となります。 スタートさせました。個人三名と部落解放同盟新潟 ○時三○分、新潟地方裁判所に訴状を提出し、 新潟裁判は、二〇二四年一月二四日 上野祐弁護士、 弁護団としては、(団長) 近藤正道弁護士・和田光弘弁護士、 (事務局長補佐 連絡窓口は、 河村健夫弁護士、かわむらたけお 細野希 弁護士法人一 (水) 午前 (事務局 弁護士 新潟 ( 副

新総合法律事務所が務めます。

す。 訪」と同じなので、本稿では「部落探訪」 は、「人権探訪」と名称変更した後、いまは を求める訴訟事件となります。 上で部落差別を拡散させている「部落探訪」の削除 判 裁判(仮処分事件)、同年一二月に提起された埼玉裁 クエスト」と名称が変わっていますが、 新潟裁判は、二〇二三年一一月に提起された大阪 (訴訟事件) に続き、宮部龍彦がインターネ 記事内容に変更はなく、その中身は なお、「部落探訪 動 と言い 画 「部落探 は「曲輪を 日や静止 ット

動画 差別部落をインターネット上で公開している の四つの市 っています。 一つの村 新潟裁判では、 (合計二八のウェブページ) のネット記事 (関川村) に関する一四地域に関する記事 (村上市・胎内市・新発田 対象となる「部落探訪」は、 他の二裁判と同様、 :動画 の削除を求める訴訟とな になります。 市・上 新潟県内の被 新潟県内 越市)と 一部落

にはない特有の事情があります。また、新潟裁判においては、大阪裁判・埼玉裁判

削除を求めています。 連を誹謗中傷する記事をインターネット上で晒して どの表現を用いたウェブページを作成して、新潟県 らの名前や経営する会社名を実名で掲載する ています。これらウェブサイトは ページを作成して、個人原告や経営する会社が被差 います。また、これに関連して、宮部は、 宮部 落と関係があるものとインターネット上で晒し は、 新潟県連の活動に対して、「ヤクザ」な 新潟裁判では、 これらウェブサイトの 「部落探訪」では 個人原告 ウ ´エブ

的な削除を求めていく訴訟となっています。大阪裁判・埼玉裁判と共闘して「部落探訪」の全面裁判は、そのような被害の救済を求めるとともに、て深刻な被害が生じていると言える状況です。新潟で、個人原告や新潟県連に対する個人攻撃とも言えく、個人原告や新潟県連に対する個人攻撃とも言えく、以上のとおり、新潟では、「部落探訪」だけでな以上のとおり、新潟では、「部落探訪」だけでな

## 2 予想される争点と課題

# (1)「部落探訪」削除請求の意義

刻版 定はしていないものの、 の判決を言い渡しました。 裁判の勝訴判決があります。ご承知のとおり、「復 中心となった「復刻版 る東京高等裁判所は、二〇二三年六月、「差別され 復刻版 本件訴訟に先立ち、弁護団長の河村健夫弁護士が 権利」 全国部落調査」差止め請求裁判の控訴審であ 全国部落調査」 の権 !利性を認めたうえで、 宮部が 全国部落調査」 最高裁への上告の の出版等を禁止する内容 復刻版 宮部 差止め 全国部落 ため確 13 よる 請求

- 。 調査」を出版等することはできない状況と言えま

す。 散することを企図したインターネット上の公開を行 差別部落を紹介する動画や静止画、 無視するものに等しいと言え、 査」差止め請求裁判の控訴審判決という司法判断を ているのと同じような事態、 拡散であって許されないものであることは明らかで せん。また、宮部の意図するところは、 であることは明らかであり、「復刻版 に暮らす方の「差別されない権利」を侵害するもの っています。このような宮部の言動は、被差別部落 ブページを作成して、「全国部落調査」を出 ですが、 被差別部落の具体的な地域・場所を特定して拡 宮部は、「部落探訪」という名称 つまり、 何ら正当性はありま 記事を掲載 全国各地 全国部落調 部落差別の 脱等し 0 の被 ゥ エ

を侵害する事態から救済することが一番の目的ではは、被差別部落で暮らす方の「差別されない権利」以上のとおり、「部落探訪」の削除を求めること

#### 6 L広告スペース

ところです。 ところです。 ところです。 ところです。 ところです。 ところは、大阪裁判・埼玉裁判・新潟裁判のいまのところは、大阪裁判・埼玉裁判・新潟裁判のいまのところは、大阪裁判・埼玉裁判・新潟裁判の利」を普遍的なものとすることにあると言えます。 裁判を経て権利性の認められた「差別されない権裁判を経て権利性の認められた「差別されない権裁判を経て権利性の認められた「差別されない権

# (2)「部落探訪」削除請求に関する争点と課題

「差別されない権利」を侵害する不法行為として、ーネット上で晒されている被差別部落に暮らす方の①前述のとおり、「部落探訪」は、動画などインタ

その削除が認められるべきものと考えています。

請求裁判は、 ません。もちろん、 について、統一的な司法判断がなされる保証 はありませんので、「差別されない権利」の権利性 めると言い切ることはできません。 高等裁判所が権利性を認めた影響は大きいと思いま ただ、先行する「復刻版 新潟裁判が係属する新潟地方裁判所が必ず認 最高裁判所において結論が出たもので 耳目を集めた裁判ですし、 全国部落調 查」差止 は あ 8 n

権利」 落探訪\_ 判の控訴審判決の判断を踏襲して「差別されない権 おいても、「復刻版 る今後の司法手続きにおいて極めて重要であること あらゆる主張を行っていきますが、「差別されない 利」のほか、プライバシー権を主張するなど、「部 言えます。 利」の権利性が認められるか、非常に重要な争点と そのため、まず最大の争点としては、 が認められるかどうかは、 の削除という最大の目的を実現するべく、 もちろん、 全国部落調査」差止め請 訴状では、「差別されない権 部落差別にか 新潟裁判に かわ 求 裁

難

いない方が暮らす被差別部落に関する「部落探訪 ②次に、大きな争点となるのは、個人原告となって から、こだわっていきたいと考えています。

の削除を求めることができるか否かです。

民事訴訟制度の論点も相まって、この問題は非常に に「部落探訪」の削除を求めることができるの ありません。そのため、新潟県連が「個人」のため 新潟県連が求めています。 暮らす被差別部落に関する「部落探訪」の削除 を求めるとともに、個人原告に加わってい らが暮らす被差別部落に関する「部落探訪」の 人」の集まりではあるものの「個人」そのものでは しい争点になります。 新潟裁判では、三名が個人原告となり、 ただ、 新潟県連は、「 ない 個 人原告 方が 削除 か、 個

別に晒されるのではないか、 ネット上の書き込みを繰り返す宮部の言動から、 人攻撃をされるのでは 上で部落差別を拡散し、 もっとも、 宮部のこれまでの言動、 ない 司法判断を無視するような か、 との心理的な圧迫や恐 自身や家族 つまりネット が部落差

怖心から、 部落差別からの解放を目的に結成された団体であ と考えています。 差別の拡散が続くことになり、 探訪」の削除を認めないとすれば、宮部による部落 す。ですが、声を上げられないからと言って「部落 部落探訪」 同盟員の総意であることは明らかです。 声を上げられない方の多いのが実情 の削除は、 新潟県連は、 正にその活 新潟県内の同 著しく正義に反する 動の 本質で . 盟員の で

削除を認める判決を勝ち取りたいと考えています。ことは新潟県連の活動の本質であることを強調し、「部落探訪」を野放しにする結果となることは著しことができるか否かは、非常に難しい争点ですが、す被差別部落に関する「部落探訪」の削除を求める以上のとおり、個人原告となっていない方が暮ら以上のとおり、個人原告となっていない方が暮ら

### (3) 新潟裁判特有の争点と課題

の争点があります。①新潟裁判では、大阪裁判・埼玉裁判にはない特有

す。

されは、宮部が新潟県連の活動を誹謗中傷するようなネット上の書き込みを行い、それに関連して個人原告らの個人名や経営する会社名を暴露しており、それらネット記事が掲載されているウェブサイトの削除を求めることができるか、という争点でり、それは、宮部が新潟県連の活動を誹謗中傷するよう。

加えたものになります。

これらウェブページは削除されるべきことは明らかでれらウェブページは削除されていることがインターネット上で公開されており、被害は甚大と言えます。これらウェブページは削除されるべきことで個人原告られらウェブページは削除されるべきことは明らかでれらウェブページは、「部落探訪」ではないでこれらウェブページは、「部落探訪」ではないでこれらウェブページは、「部落探訪」ではないで

過去に裁判闘争を繰り広げたことが影響しているの反応する理由は定かではありませんが、新潟県連が反応する理由は定かではありませんが、新潟県連が

新潟県では、戦前において約三○○の被差別地域

落隠し」「差別隠し」とも言える事態が発生したとが存在していたにもかかわらず、同対法の施行が近びにまで減少しています。新潟県では、被差別地域区にまで減少しています。新潟県では、被差別地域区にまで減少しています。新潟県では、被差別地域が大幅に減少し、一九六七年の調査では二○地域がが強く、「寝た子を起こすな」の意識から「部が成がが強く、「寝た子を起こすな」の意識から「部がでは、でない。」とも言える事態が発生したと

す。

民の解放の実現に向けた活動を行っています。治活動・啓発活動などを行い、部落差別からの部落治活動・啓発活動などを行い、部落差別からの部落

あることが周知されました。

対する情報公開請求を行う等の反応を示していまを複数掲載し、新潟県連の活動に関連して新潟県にが、宮部は、新潟県連の活動に関連したネット記事反発しているのかどうか判然としないところですこのような歴史をたどる新潟県連の活動に宮部が

す。

③これら新潟県連の活動を誹謗中傷するウェブページの③これら新潟県連の活動を誹謗中傷するウェブページのジや個人原告らの実名を晒しているウェブページのジーの

言われています。

これらの争点については、今後の裁判の審理を踏も、争点になるものと考えられます。になるのか、それとも「ヤクザ」等の誹謗中傷と言また、宮部のウェブページのすべてが削除の対象

ことを強調し、全面的な削除を強く求めていきたいーネット上の公開であることから被害が甚大であるまえて主張を組み立てることになりますが、インタニれらの争点については、今後の裁判の審理を踏

# (4) 損害賠償請求に関する争点と課題

万円の損害賠償を求めています。新潟裁判では、個人原告と新潟県連が各自二二〇

す。

し、新潟県連の被害も軽視できません。て、個人原告は甚大な精神的苦痛を被っています名前や経営する会社名を晒すウェブページによっを誹謗中傷するウェブページの掲載、個人原告らの宮部による「部落探訪」の掲載、新潟県連の活動

日本の裁判では、懲罰的な損害賠償は認められて日本の裁判では、懲罰的な損害賠償は認められて、富部が部落差別を繰り返す要因に抑止力に乏しく、宮部が部落差別を繰り返す要因に抑止力に乏しく、宮部が部落差別を繰り返す要因においませんが、低額な賠償額しか認めないとなれば、

#### 3 決意表明

四日に指定され、新潟裁判の闘いがスタートしま新潟裁判の第一回裁判期日は、二〇二四年五月二

だきます。 尽くすことをここに明言し、決意表明とさせていた 標を達成すべく、 正な損害賠償を認めさせること、これらの重要な目 の掲載するウェブページの削除を実現すること、適 利性を認めさせること、「部落探訪」をはじめ宮部 考えられます。裁判所に「差別されない権利」の権 とが予測され、新潟裁判も長期の闘いになるものと 及んでいます。 復刻版 日本の裁判は、長期に及ぶことも多く、 全国部落調査」差止め請求裁判も長期に 同様に、宮部が徹底抗戦してくるこ 弁護団一同、 勝訴に向けて全力を 実際、

ご支援のほど、よろしくお願いいたします。

うえの たすく